

応急仮設住宅とは何か

応急仮設住宅は、地震や水害、山崩れなどの自然災害などにより、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を得ることのできない者に対し、行政が貸与する仮の住宅（正式名称は「応急仮設住宅」と呼ぶ）のこと。主にプレハブ工法による、組立タイプとユニットタイプが用いられていたが、東日本大震災では、地域工務店等により木造軸組タイプでの建設が行われた。

災害救助法の適用については、都道府県知事はその適用の適否を判断し、着工は災害の発生の日から20日以内（阪神淡路大震災の時は発災から2日後、東日本大震災の時は8日後にプレ協が着工）としており、貸与期間は完成の日から2年3ヵ月以内と規定されている。

- ◆建設基準：災害救助法に基づく災害救助基準（2008年4月1日現在）
- ◆規格：1戸当たり29.7m²（9坪）を基準
- ◆国の補助対象限度額：2,387,000円／戸（弾力運用）
- ◆1947年の災害救助法制定当時（伊勢湾台風による）は5坪であった。その後8坪の時代が長く続いたが、1997年改正され、現在は9坪が基準となっている。

▶ 1

応急仮設住宅における建設事業者について

（社）プレハブ建築協会の
プレハブ建築メーカー系（規格建築部会）

- 一定戸数（1万戸程度）までは解体処分負担の無いリース対応ができ、初動が早く工期が短い。
- 仮設の経験が豊富で、宅地以外の多様な用地への対応力がある。

（社）プレハブ建築協会の
ハウスメーカー系
（住宅部会）

- 大量供給が求められる際の供給力は極めて大きく、立ち上がりに一定の時間を要するが、生産が軌道に乗ると工期は極めて短い。
- 住宅としての仕様はプレハブ建築系よりも水準が高い。

地元工務店

- 地元工務店は、被災地の災害後の経済・雇用の改善により資する。
- 仕様等については規格部材等にとられない柔軟な対応が可能である。

▶ 2

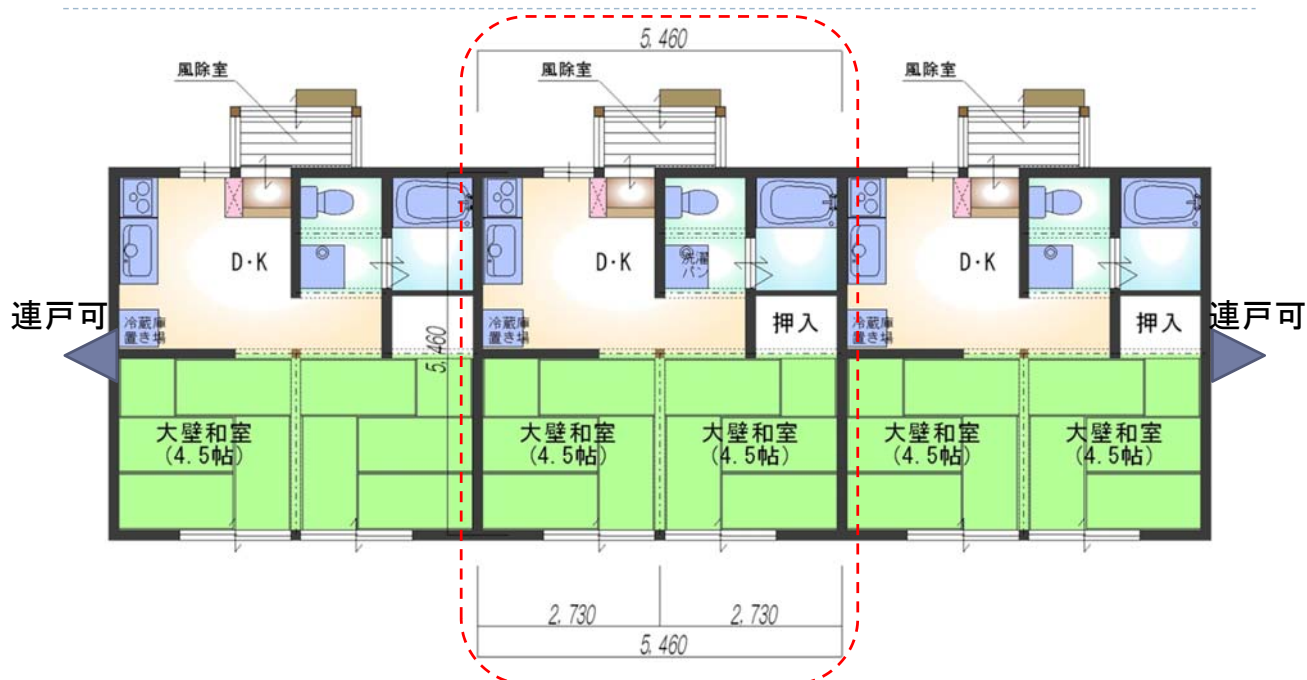
応急仮設住宅供給における主な内容

項目	内容
供給戸数	月500戸(条件が整っている場合の上限)
木材	県産材を活用(被災状況に応じて全国から供給)
建設従事者	当該都道府県の建設従事者を雇用(不足の場合は全国支援)
住宅タイプ	9坪標準で6坪、12坪も供給。談話室、集会所、グループホームも建設
工期	最短で3週間程度(うち大工工事は2週間程度、技能者数等による)
費用	9坪タイプ本体工事で450万円程度(地域等によって異なる)
県との契約	売買契約を原則とし、要望に応じて賃貸借契約(2年)

- ※木造軸組であるため、クレーン等の作業が必要なく、狭小地での施工も可能。
- ※1戸の大工仕事に対して約14人工が必要。500戸の場合、約7000人工が必要。
- ※主幹事工務店と全建総連とで労働協約を締結。事前に必要な労働条件を明示。
- ※建設従事者には、主幹事工務店が雇入れ通知書を発行。
- ※全国にあるプレカット工場、製材工場等とも連携。広域災害でも対応可能。
- ※費用については、災害状況等によって変動。

▶ 5

基準平面計画図 (9坪タイプ)



面積: $6P \times 6P \div 9$ 坪タイプ(29.81㎡)

▶ 6

全景・配置例

いわき市高久第9応急仮設住宅

全202戸＋集会場2棟

住戸内訳:6坪41戸・9坪115戸・12坪37戸 グループホープ(9戸×1棟)



▶ 7

全景・配置例

田村市船引第2運動場応急仮設住宅

全100戸＋集会場1棟

住戸内訳:6坪20戸・9坪60戸・12坪20戸



▶ 8